昭和拾年（月報番號第五一號）

No. 116

小作爭議調査表

（昭和十年七月分）

場所	關係人員	地主關係團体	原因	要求事項
企救郡曽根町字下長野	地主 山本熊太郎 小作人 坂上国松	九州不動産管理株式会社	昨九年度旱魃により収穫皆無として免税田となり居るに拘らず地主は三俵の（小作料五俵ニ付）小作米納入を請求したるに付小作は之を拒絶したり。地主は小作米納入なき場合は土地取上を通告したるに因る。	小作料三俵請求

發生	終熄	關係地種類面積	小作人關係團体
昭和十年三月十五日	昭和〃年七月二日	田六町三反三十歩	ナシ

經過

當地方の小作人は争議発生前に於ては下長野區を一丸とする組合を組織し全農企救第二支部に合流すべく画策し居りたるも小作人は組合加入を嫌ひ世話人を訪問し永久小作及九年度納米の全免を勤額したるも地主は戸畑市に在住し居り関係なく回答延引し其侭の処七月二日両者小作人は世話人に要求交渉したる結果左記條件にて解決す。

地主行つ

財團法人協調會福岡出張所

結果

一 争議田一反一畝歩は本年度に限り作り上げとすること（小作人に於て植付より取上まで一切の世話をなし之が労銀を受くる制度）

一 其他の小作田は従来通り小作せしむること。

備考